

証券コード 7949
2021年6月9日

株 主 各 位

石川県小松市工業団地1丁目72番地
小松ウォール工業株式会社
代表取締役社長 加 納 裕

第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第54期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、来る2021年6月23日（水曜日）午後5時20分までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時（午前9時より受付開始）
2. 場 所 石川県小松市工業団地1丁目72番地
当社本店 2階会議室
3. 目的事項
報告事項 第54期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 第54期剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会終了後の株主の皆様との懇談会およびお土産の配布につきましては、取りやめとさせていただきますので、お知らせいたします。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.komatsuwall.co.jp/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

当社第54期定時株主総会における、新型コロナウイルス感染防止に向けた当社の対応および株主様へのお願いについて、下記のとおりご案内させていただきます。

株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 当社の対応について

- ・運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・受付および会場内各所には、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・会場の座席は従来よりも間隔を空けた配置をさせていただきます。

2. 株主様へのお願い

- ・本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
- ・特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液のご使用とマスク着用について、ご協力をお願いいたします。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

以上、ご理解並びにご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

今後、株主総会当日までの状況変化とその対応につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.komatsuwall.co.jp/>) にてお知らせいたします。

以上

<添付書類>

事業報告(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)**I. 会社の現況に関する事項****1. 事業の経過および成果**

当事業年度のが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、政府による二度の緊急事態宣言が発出されたこともあり、経済活動の停滞が継続しており、一部に経済活動の回復に向けた動きも見られますが、依然として予断を許さない状況にあります。

このような状況にあつて当社は、積極的な製品PRを行つて受注獲得につなげていくことを目的に、東京都千代田区の支店営業所を神田に移転拡張し、事務所自体がショールーム機能を持つ東京ショールームを新設しました。これに加え、主力製品である可動間仕切（マイティウォール等）をはじめとする各種製品の販売強化を図るため、人材の教育・育成を積極的に進めており、また福祉・厚生施設向けの固定間仕切（ドア製品等）やトイレブース製品の開発、多能工教育による作図の標準化・自動処理化の充実にも取り組んでまいりました。営業部門においては、コロナ禍による営業活動への制約を受けたものの、見積獲得額及び設計指定獲得額はいずれも高い水準を維持しております。生産部門においては、従来から進めてきた「見える化」のさらなる進展を図り、最新設備の導入やIoTの活用による生産性向上への取り組みを一層進めてまいりました。

経営成績につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大都市を中心にオフィス移転等の需要が減少したことや、宿泊施設での需要が減退したことにより、可動間仕切及び移動間仕切の受注高が前事業年度と比較してそれぞれ18.4%、27.2%減少し、受注高全体として12.3%減少の323億66百万円となりました。受注残高におきましては、可動間仕切、移動間仕切はそれぞれ前事業年度と比較して21.2%、21.6%減少しており、全体では8.9%減少の122億62百万円となりました。

売上高としては、民間向けの福祉・厚生施設、工場が好調に推移しましたが、オフィス、宿泊施設向けが低調に推移したことにより、335億65百万円となり、前事業年度と比較して10.5%の減少となりました。

利益面につきましては、営業部門における個別工事件数ごとの適正な利益率の確保、生産部門における生産性の向上、設計部門における多能工教育による作図の標準化・自動処理化等を進めたものの、減収による影響を補うには至らず、売上総利益率が35.1%（前事業年度比0.3ポイント悪化）となりました。また、販売費及び一般管理費の節減に努めたものの、営業利益は23億48百万円（前事業年度比37.3%減）、経常利益は24億12百万円（前事業年度比36.0%減）、当期純利益は16億20百万円（前事業年度比37.2%減）となりました。

品目別の売上高につきましては、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

品目	年度別	前事業年度		当事業年度		前事業年度比
		売上高	構成比	売上高	構成比	
可動間仕切		12,864	34.3 %	11,411	34.0 %	88.7 %
固定間仕切		8,917	23.8	8,143	24.3	91.3
トイレブース		7,285	19.4	6,808	20.3	93.4
移動間仕切		6,589	17.6	5,418	16.1	82.2
ロ－間仕切		619	1.7	537	1.6	86.7
その他		1,210	3.2	1,245	3.7	102.9
計		37,487	100.0	33,565	100.0	89.5

2. 設備投資および資金調達の状況

当事業年度における設備投資については、各工場の既存機械装置等の維持更新、首都圏事務所の移転および本社建屋の維持更新等を中心に11億12百万円となり、所要資金については自己資金を充当しております。

3. 会社が対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞が懸念され、経営環境は依然として厳しいものと予想されます。

このような状況にあって当社は、お客様により近く、よりスピーディーに製品、サービスの提供をするため、顧客ニーズに対応した営業活動を推進し、当社の特長である「設計指定活動」による受注活動を推し進め、受注から設計、製造、販売、施工、サービスまでの「自社一貫システム」を活かして、より多くの製品を迅速に提供してまいります。また、首都圏を中心とする都市再開発事業等が進行する中、需要に対し着実に成果を上げるべく、人材の教育・育成を積極的に進め、さらなる経営の効率化を図り、業績の拡大に努めてまいります。

4. 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第51期	第52期	第53期	第54期 (当事業年度)
売 上 高	31,713	34,635	37,487	33,565
経 常 利 益	2,363	3,070	3,769	2,412
当 期 純 利 益	1,618	2,048	2,580	1,620
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	175円50銭	222円14銭	279円57銭	175円11銭
総 資 産	36,747	39,300	41,351	41,557
純 資 産	30,873	32,247	34,057	34,936
1 株 当 た り 純 資 産	3,347円95銭	3,496円96銭	3,689円71銭	3,773円21銭

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき、1株当たり純資産は期末株式数に基づき算出しております。
 3. 当事業年度の業績変動については、「1. 事業の経過および成果」を参照してください。

5. 重要な子会社の状況

該当事項はございません。

6. 主要な事業内容

当社は間仕切製品の専門メーカーとして、可動間仕切、固定間仕切、トイレブース、移動間仕切、ロー間仕切等の製造、販売および施工を主とし、事業を展開しております。

7. 主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	石川県小松市	宇 都 宮 営 業 所	栃木県宇都宮市
第 一 工 場	//	水 戸 営 業 所	茨城県水戸市
第 二 工 場	//	千 葉 営 業 所	千葉市美浜区
第 三 工 場	//	東 京 第 二 営 業 所	東京都千代田区
加 賀 工 場	石川県加賀市	八 王 子 営 業 所	東京都八王子市
札 幌 支 店	札幌市西区	川 崎 営 業 所	川崎市幸区
仙 台 支 店	仙台市宮城野区	浜 松 営 業 所	浜松市東区
仙 台 第 一 支 店	//	岐 阜 営 業 所	岐阜県岐阜市
新 潟 支 店	新潟市中央区	三 重 営 業 所	三重県津市
前 橋 支 店	群馬県前橋市	滋 賀 営 業 所	滋賀県大津市
さ い た ま 支 店	さいたま市北区	和 歌 山 営 業 所	和歌山県和歌山市
さ い た ま 第 一 支 店	//	奈 良 営 業 所	奈良県奈良市
東 京 支 店	東京都千代田区	大 阪 第 二 営 業 所	大阪市西区
東 京 第 一 支 店	//	岡 山 営 業 所	岡山市南区
東 京 O S 支 店	//	高 松 営 業 所	香川県高松市
横 浜 支 店	横浜市中区	松 山 営 業 所	愛媛県松山市
横 浜 第 一 支 店	//	北 九 州 営 業 所	北九州市小倉北区
長 野 支 店	長野県松本市	熊 本 営 業 所	熊本市北区
名 古 屋 支 店	名古屋市瑞穂区	宮 崎 営 業 所	宮崎県宮崎市
名 古 屋 第 一 支 店	//	鹿 児 島 営 業 所	鹿児島県鹿児島市
京 都 支 店	京都市下京区	仙 台 サ ー ビ ス セ ン タ ー	仙台市宮城野区
大 阪 支 店	大阪市西区	さ い た ま サ ー ビ ス セ ン タ ー	さいたま市北区
大 阪 第 一 支 店	//	東 京 サ ー ビ ス セ ン タ ー	東京都江戸川区
神 戸 支 店	神戸市中央区	横 浜 サ ー ビ ス セ ン タ ー	横浜市港北区
神 戸 第 一 支 店	//	名 古 屋 サ ー ビ ス セ ン タ ー	名古屋市瑞穂区
広 島 支 店	広島市南区	京 都 サ ー ビ ス セ ン タ ー	京都市伏見区
福 岡 支 店	福岡市博多区	大 阪 サ ー ビ ス セ ン タ ー	大阪府吹田市
福 岡 第 一 支 店	福岡市東区	南 大 阪 サ ー ビ ス セ ン タ ー	堺市美原区
青 森 営 業 所	青森県青森市	神 戸 サ ー ビ ス セ ン タ ー	神戸市兵庫区
盛 岡 営 業 所	岩手県盛岡市	広 島 サ ー ビ ス セ ン タ ー	広島市佐伯区
福 島 営 業 所	福島県郡山市	福 岡 サ ー ビ ス セ ン タ ー	福岡市東区

(注) 東日本統括課および西日本統括課を組織変更し、東京サービスセンターおよび大阪サービスセンターとして2021年4月1日より施工業務を開始しております。

8. 従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,303名	23名増	36.9歳	13.2年

(注) 従業員数には、嘱託およびパートタイマー（計50名）は含まれておりません。

II. 会社の現況 (2021年3月31日現在)

1. 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 25,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,903,240株 (自己株式1,437,249株含む。)
- (3) 株主数 6,441名 (前事業年度比603名増)
- (4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社加納アネシス	1,731,849 株	18.30 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,071,400	11.32
株式会社北國銀行	442,280	4.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	428,200	4.52
小松ウオール工業従業員持株会	239,240	2.53
有限会社マルヨ	193,000	2.04
明治安田生命保険相互会社	154,600	1.63
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	147,900	1.56
株式会社北陸銀行	141,600	1.50
加納裕	125,512	1.33

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (1,437,249株) を控除して計算しております。
2. 株式会社日本カストディ銀行および日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数は、信託業務に係るものであります。
3. 株式会社日本カストディ銀行が保有する1,071,400株には、「株式給付信託 (BBT)」に係る信託財産206,900株が含まれており、計算書類においては自己株式として処理しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (監査等委員を除く)	12,200	1
(うち社外取締役)	(-)	(-)
取締役 (監査等委員)	-	-
(うち社外取締役)	(-)	(-)
合 計	12,200	1
(うち社外取締役)	(-)	(-)

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
加納 裕	代表取締役社長	社長執行役員
熊田 雅巳	取締役	常務執行役員管理本部長
山田 新一	取締役	常務執行役員営業本部長
加納 慎也	取締役	常務執行役員企画本部長兼販売企画部長
廣瀬 紀夫	取締役	執行役員生産本部長
綾由 紀夫	取締役	執行役員技術本部長
蜂谷 俊雄	取締役	金沢工業大学建築学部教授 株式会社金沢計画研究所顧問
金子 信一	取締役 (常勤監査等委員)	
宮前 悟	取締役 (監査等委員)	弁護士法人米澤・宮前法律事務所共同パートナー
松木 浩一	取締役 (監査等委員)	松木浩一公認会計士・税理士事務所所長 株式会社マツキ・アンド・カンパニー代表取締役社長 株式会社アイ・オー・データ機器社外監査役

- (注) 1. 取締役 蜂谷俊雄氏、取締役（監査等委員）宮前悟氏および松木浩一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、金子信一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役 蜂谷俊雄氏、取締役（監査等委員）宮前悟氏および松木浩一氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 当事業年度中の異動は次のとおりであります。
- (就任)
取締役 廣瀬紀夫氏、綾由紀夫氏および蜂谷俊雄氏は、2020年6月25日開催の第53期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
- (退任)
取締役 万仲秀和氏および取締役（監査等委員）山口徹氏は、2020年6月25日付にて任期満了となり退任いたしました。
5. 取締役（監査等委員）松木浩一氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

異 動 日	氏 名	担当および重要な兼職の状況	
		新	旧
2020年6月25日	山田 新一	常務執行役員 営業本部長	執行役員 営業本部長
2020年6月25日	加納 慎也	常務執行役員 企画本部長兼販売企画部長	執行役員 企画本部長兼販売企画部長

7. 2021年4月1日以降の変更は次のとおりであります。

異 動 日	氏 名	担当および重要な兼職の状況	
		新	旧
2021年4月1日	加納 慎也	常務執行役員 企画本部長	常務執行役員 企画本部長兼販売企画部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、蜂谷俊雄氏、宮前悟氏および松木浩一氏との間で、会社法第427条第1項の規定および定款の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、同法第425条第1項に定める最低限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 取締役の報酬等

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は以下のとおりです。なお、当社は当該決定方針を2021年2月8日開催の取締役会において決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

①基本方針

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、持続的な企業価値の向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、年額報酬としての基本報酬と、業績報酬としての株式報酬で構成し、社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払う。

②基本報酬の個人別の報酬額の決定方針

基本報酬は、当社の業績、従業員の給与・賞与水準、他社の動向および過去の支給実績等を総合的に勘案して年額にて定め、毎月これを12で除した額を支給する。

③業績報酬並びに非金銭報酬等の内容および額の算定方法の決定方針

業績報酬は、業績向上に対する意識を高めるために、当社の取締役（監査等委員である取締役を含み、社外取締役を除く。）に対して、その退任時に、その役位や業績達成度等に応じて毎年付与されるポイントに基づき、当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」によるものとする。当社の業績および株式価値との連動性をより明確にするため、直前事業年度における当社管理会計ベースの経常利益額の対前事業年度比増減率より算定する業績連動係数と、役位および職責による職位別基準ポイントにより、付与すべき株式数を算出する。

④報酬の種類別の割合の決定方針

取締役（社外取締役を除く。）の業績報酬の割合は報酬総額20%を上限とする。

⑤個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額は、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、原案を代表取締役社長と人事担当取締役および監査等委員である社外取締役と協議のうえ、監査等委員会からの意見を受けることとし、代表取締役社長は当該意見の内容に従

って決定することとする。業績報酬は、役員株式給付規定に基づき算出された総額および個別の配分を取締役会で決議することとする。なお、監査等委員である取締役の報酬は、各監査等委員による協議のうえ、監査等委員会決定する。

2. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第49期定時株主総会において年額400百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役0名）です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第49期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名（うち社外取締役3名）です。

また、上記の報酬限度額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を含み、社外取締役を除く。）の業績連動型株式報酬は、2016年6月24日開催の第49期定時株主総会において、1事業年度当たりのポイント数の合計として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については22,500ポイント、取締役（監査等委員）については2,500ポイントを上限と決議いただいております。なお、取締役に付与されるポイントは、退任時の株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を含み、社外取締役を除く。）の員数は6名です。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会決議に基づき代表取締役社長 加納裕が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、原案を代表取締役社長と人事担当取締役および監査等委員である社外取締役と協議の上、監査等委員会からの意見を受けることとし、代表取締役社長は当該意見の内容に従って決定する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

4. 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	確定拠出年金	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	241 (4)	217 (4)	23 (-)	0 (-)	8 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	28 (6)	26 (6)	2 (-)	- (-)	4 (3)
合計 (うち社外取締役)	270 (11)	243 (11)	25 (-)	0 (-)	12 (4)

(注) 1. 業績連動報酬の算定方法および指標は以下のとおりであります。

付与ポイント = 職位別基準ポイント × 業績連動係数

※業績連動係数：当事業年度における当社管理会計ベースの経常利益額の対前事業年度比増減率から算定する。(係数：1.5～0.8)

なお、当事業年度の業績連動係数の実績は0.8であります。

当社は、取締役(監査等委員である取締役を含み、社外取締役を除きます。)の報酬と、当社の業績および株式価値との連動性をより明確にするため、役位および職責による職位別基準ポイント、業績連動係数を当該業績連動報酬の指標として採用しております。

2. 取締役 (監査等委員を除く) に支払った報酬には、当事業年度中の退任取締役 1 名に対する報酬額を含めて表示しております。
3. 取締役 (監査等委員) に支払った報酬には、当事業年度中の退任取締役 1 名に対する報酬額を含めて表示しております。
4. 業績連動報酬の額は当事業年度に費用計上した役員株式給付引当金繰入額であります。

(4) 社外役員に関する事項

1. 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役 蜂谷俊雄氏は、金沢工業大学建築学部教授および株式会社金沢計画研究所顧問を兼務しております。なお、当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役（監査等委員） 宮前悟氏は、弁護士法人米澤・宮前法律事務所の業務執行者を兼務しております。なお、当社と同事務所との間には特別の利害関係はありません。

取締役（監査等委員） 松木浩一氏は、松木浩一公認会計士・税理士事務所所長、株式会社マツキ・アンド・カンパニー代表取締役社長および株式会社アイ・オー・データ機器社外監査役を兼務しております。なお、当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	蜂谷 俊雄	2020年6月の就任後に開催された取締役会10回の全てに出席し、主に建築設計分野研究における大学教授として専門的見地からの発言を適宜行っております。建築設計分野に関する高い学識を有していることから、当社の経営全般に対して、当該観点から取締役会において指摘・助言等を行うこと、また、業務執行の適切な評価および監督としての役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	宮前 悟	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会11回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。当社の経営全般に対して弁護士としての豊富な経験と企業法務に係る高い専門的知見に基づく指摘・助言等を行うこと、また、業務執行の適切な評価および監督としての役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	松木 浩一	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会11回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。当社の経営全般に対して公認会計士としての豊富な経験と財務・会計に係る高い専門的知見に基づく指摘・助言等を行うこと、また、業務執行の適切な評価および監督としての役割を果たしております。

4. 会計監査人の状況

- (1) 名称 有限責任監査法人トーマツ
 (2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額については明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査の日程や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬となる見積もりの算定根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である新収益認識基準導入にかかる助言業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査等委員会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。

また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の選任および解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

5. 会社の体制および方針

当社は、企業価値を高めるべく、取締役会で定める「内部統制システム構築に関する基本方針」等に基づき、実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めております。

(1) 業務の適正を確保するための体制

(基本理念)

われわれは、常に一流を指向し、内に礼節、勤勉、誠実を心がけ、積極果敢に行動します。

- 一. 常に需要の動向を的確にとらえ、より良い製品、サービスを提供します。
- 一. 顧客に奉仕し、明るい職場環境をつくり、従業員の生活向上を図ります。
- 一. 限りない情熱と、たゆまぬ努力を重ね、企業の発展を期し社会のために尽します。

(行動指針)

私たちの目指すところは、誠実かつ公正な経営を実現し、企業の社会的責任を果たしていくことです。私たちは次のとおり行動します。

1. 私たちは、顧客の満足を第一とし、常に最高の製品、サービスを提供してまいります。
2. 私たちは、法令やルールを厳格に遵守し誠実かつ公正な企業活動を行います。
3. 私たちは、社員一人ひとりの人権と人格を尊重するとともに、働きやすい企業風土の実現に努めます。
4. 私たちは、ステークホルダーに対して、公正で適切な情報開示に努めます。
5. 私たちは、かけがえのない地球環境を守るため、環境保全の活動を通して社会に貢献します。
6. 私たちは、国際化時代にあって異なる文化的伝統や慣習を尊重します。
7. 私たちは、利益と倫理が相反する場合、迷わず倫理を選択します。
8. 私たちは、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度でのぞみます。

(内部統制システム構築に関する基本方針)

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および使用人が法令や定款に適合した行動ができるように「行動規範」を制定し、その徹底を図るため社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置して、コンプライアンス体制の強化推進に努める。

また、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報を受け付ける通報相談窓口を設ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、取締役の職務執行に係る情報については、法令や社内規程に基づき、文書または電子的媒体に記録し、適切に保存・管理する。
取締役は、それらの情報をいつでも閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスク管理体制の強化推進に努め、当社を取り巻くリスクを特定したうえで適切なリスク対応を決定する。また、「コンプライアンス・リスク管理委員会」へリスク情報を集約し、職務執行への活用を図るとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理対応策を検討する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役の職務権限、会議体の開催や付議基準等を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるための体制を強化する。
取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項について審議、議決および取締役の業務執行状況の監督等を行う。
5. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査に必要な知識・能力を備えた人員を配置する。当該使用人は監査等委員会の指揮命令に従うものとし、監査等委員以外の取締役からの指揮は受けないものとする。
また、当該使用人の人事については監査等委員会の同意を得たうえで決定し、監査等委員以外の取締役からの独立性を確保する。
6. 監査等委員以外の取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制およびこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の監査等委員以外の取締役および使用人は、職務の執行に関して重大な法令・定款違反、不正行為の事実および会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告するものとする。
なお、当該報告をした者に対し、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止する。

7. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員がその職務の執行について必要と判断した費用または債務の処理を求めたときは、監査等委員の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにその処理を行う。
8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて監査等委員以外の取締役または使用人にその説明を求めることができることとする。
また、監査等委員会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、内部監査部門と情報の交換に努め、連携して監査の実効性を確保する。

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況)

当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨むものとし、関係排除に取り組んでおります。

1. 不当要求に関する対応統括部署は総務部とし、不当要求防止責任者を設置するとともに、事案により関係部署と協議し対応しております。
2. 石川県企業防衛対策協議会、公益財団法人石川県暴力追放運動推進センター等の指導を受けるとともに、必要に応じて警察署、顧問弁護士等と連携して、反社会的勢力に対する体制を整備しております。
3. 反社会的勢力に関する情報を社内で収集し一元管理するとともに、当該情報を取引等の相手方が反社会的勢力であるかどうかの確認に利用しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、業務の適正を確保するための体制に基づき、下記のとおり運用しております。

1. コンプライアンスおよび損失の危険の管理に対する取組みについて

社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスおよび損失の危険に関する情報の管理・集約、対策等の協議を行っております。なお、当事業年度においては、コンプライアンス・リスク管理委員会を4回開催しております。

また、「行動規範」を定め、コンプライアンスやリスク等に関する相談や不正行為等の通報を受け付ける通報相談窓口を設置し、問題の早期発見と速やかな改善措置を講じております。

2. 取締役の職務執行の効率性を確保する体制について

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名（うち社外1名）および監査等委員である取締役3名（うち社外2名）で構成し、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要ある時は臨時の取締役会を開催しております。なお、当事業年度においては、取締役会を12回開催し、取締役会規則で定める取締役会付議事項のほか、業績の進捗、対策等について適宜議論を行っております。

また、取締役会を補完する機能として、取締役が参加する会議体を毎月開催しており、経営環境の変化に迅速な対応と意思決定が行える体制をとっております。

3. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

監査等委員会は、監査等委員3名（うち常勤1名、社外2名）で構成し、常勤監査等委員は各種委員会および会議体に出席するほか、社外の監査等委員、内部監査部門、会計監査人との情報交換に努め、連携を高めております。なお、当事業年度においては、監査等委員会を11回開催しております。

また、監査等委員は、主要な業務執行に関する文書等を閲覧し、必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）や関係部門との意見交換が行える体制をとっております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様へ利益還元を行うことが最も重要であると考えており、収益状況に対応した上で、株主還元の充実を図り、安定配当を継続すること、また、その一方で、当社の持続的な成長のための成長投資に備えて、財務体質の健全性を維持することを基本方針としております。これらは中長期的な企業価値の向上、安定配当を通じて、株主の皆様へ利益還元できるものと考えております。

この基本方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき45円とさせていただきます。なお、中間配当金は1株につき40円として実施しておりますので、当事業年度の年間配当金は1株につき85円となる予定です。

以 上

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	26,652	流動負債	4,721
現金及び預金	14,116	買掛金	1,821
受取手形	2,158	未払金	1,035
売掛金	7,028	未払費用	170
電子記録債権	2,493	未払法人税等	314
たな卸資産	658	前受金	115
前払費用	102	預り金	37
その他	94	賞与引当金	1,071
		その他の他	155
固定資産	14,904	固定負債	1,898
有形固定資産	12,068	退職給付引当金	1,551
建物	9,988	役員退職慰労引当金	86
構築物	939	役員株式給付引当金	143
機械及び装置	7,091	その他の他	116
車両運搬具	143		
工具、器具及び備品	1,124	負債合計	6,620
土地	4,646	(純資産の部)	
建設仮勘定	26	株主資本	34,874
減価償却累計額	△11,892	資本金	3,099
無形固定資産	498	資本剰余金	3,035
ソフトウェア	475	資本準備金	3,031
その他	22	その他資本剰余金	3
投資その他の資産	2,337	利益剰余金	31,367
投資有価証券	498	利益準備金	301
出資金	13	その他利益剰余金	31,066
長期貸付金	5	固定資産圧縮積立金	251
破産更生債権等	8	別途積立金	14,986
長期前払費用	11	繰越利益剰余金	15,827
繰延税金資産	819	自己株式	△2,628
その他	986	評価・換算差額等	61
貸倒引当金	△7	その他有価証券評価差額金	61
資産合計	41,557	純資産合計	34,936
		負債・純資産合計	41,557

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		33,565
売上原価		21,774
売上総利益		11,790
販売費及び一般管理費		9,441
営業利益		2,348
営業外収入		
受取利息	3	
受取配当金	9	
受取手数料	4	
受取保険金	39	
受取家賃	24	
その他	10	90
営業外費用		
売上割引	27	27
経常利益		2,412
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損失	11	
減損損失	11	23
税引前当期純利益		2,390
法人税、住民税及び事業税	797	
法人税等調整額	△27	769
当期純利益		1,620

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									評価・ 換算 差額等
	資本金	資本 剰余金		利益 準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他資 本剰余金		その他利益剰余金					
					固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	3,099	3,031	3	301	252	14,986	15,011	△2,674	34,012	44
当 期 変 動 額										
剰余金の 配当							△804		△804	
当期 純利益							1,620		1,620	
固定資産 圧縮積立金 の取崩					△0		0		-	
自己株式の 取得								△0	△0	
自己株式の 処分								46	46	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)										16
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△0	-	816	46	862	16
当 期 末 残 高	3,099	3,031	3	301	251	14,986	15,827	△2,628	34,874	61

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの……移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び仕掛品 個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原 材 料 移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯 蔵 品 最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法
主な耐用年数は以下のとおり

建 物	8～50年
構 築 物	7～50年
機械及び装置	10年
車両運搬具	4～5年
工具、器具及び備品	2～15年

無形固定資産……利用可能期間(5年)に基づく定額法
(ソフトウェア)

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、2009年6月25日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止し、当該総会終結時に在任する取締役及び監査役に対し、制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を打ち切り支給することといたしました。これに伴い、当該総会終結時以降については新たな引当金の繰入はありません。

役員株式給付引当金

役員株式給付規定に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

工事契約の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
……工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

会計上の見積りに関する注記

工事契約における収益の認識

・計算書類に計上した金額

当事業年度における売上高33,565百万円のうち、当事業年度末における未成工事案件に係る売上高3,863百万円

- ・ 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

- 工事契約については、当事業年度までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用しております。工事進行基準を適用するにあたっては、原価比例法を採用し、当事業年度末における工事進捗度を合理的に見積り、算出された工事進捗率に応じて収益を認識しております。

- (2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

- 工事進捗度は、発生原価が工事契約における施工者の履行義務全体との対比において、決算日における当該義務の遂行の割合を合理的に反映すると考えられることから、原価比例法により見積りを行っております。

- (3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

- 工事収益総額、工事原価総額及び決算日における進捗率は、当社の過去の実績や事業環境等を踏まえその時点で合理的と判断した情報に従って見積っております。しかし、見積り後に原材料等の価格や施工条件、気象条件等の様々なリスク等が顕在化することで、見積り及び仮定に影響を与える恐れがあります。したがって、これらの見積り及び仮定に基づく数値は、一定の不確実性を伴うため、実際の結果と異なる場合があります。当社の翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

表示方法の変更

- ・ 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

- 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

追加情報

株式給付信託 (BBT)

当社は、取締役（監査等委員である取締役を含み、社外取締役を除きます。）及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。）の報酬と、当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役等に対する株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社取締役会が定める「役員株式給付規定」に従って、当社の取締役等に対して、その役位や業績達成度等に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式を給付する仕組みであります。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時としております。

取締役等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとしております。

本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じて、総額法を適用しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随する費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度333百万円及び206,900株であります。

貸借対照表に関する注記

たな卸資産の内訳

製品	68百万円
仕掛品	215百万円
原材料及び貯蔵品	374百万円

損益計算書に関する注記

減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額 (百万円)
東京支店他 (東京都千代田区)	事務所	建物	9
		什器備品	2

当社は、営業拠点については事業所別に、製造拠点については関連する工場を一体として、遊休資産については当該資産単独で資産のグルーピングを行っております。

上記の資産グループについては、当事業年度において、事業所移転による資産の処分の意思決定を行ったことから、帳簿価額を全額減額し、当該減少額を減損損失(11百万円)として特別損失に計上しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式	普通株式	10,903,240	—	—	10,903,240

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
自己株式	普通株式	1,672,865	84	28,800	1,644,149

- (注) 1 普通株式の自己株式数の当事業年度末株式数には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式206,900株を含めております。
- 2 普通株式の自己株式の増加84株は、単元未満株式の買取による増加であります。また、普通株式の自己株式の減少28,800株は、「株式給付信託(BBT)」からの給付による減少であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	425	45.00	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年10月22日 取締役会	普通株式	378	40.00	2020年9月30日	2020年11月24日
計		804			

- (注) 1 2020年6月25日定時株主総会決議に基づく配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれております。
- 2 2020年10月22日取締役会決議に基づく配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	425	利益剰余金	45.00	2021年3月31日	2021年6月25日

- (注) 2021年6月24日定時株主総会決議予定に基づく配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産		
未払事業税		29
賞与引当金		325
未払法定福利費		46
退職給付引当金		473
役員退職慰労引当金		26
役員株式給付引当金		43
減損		106
その他の		54
繰延税金資産小計		<u>1,106</u>
評価性引当額		<u>△148</u>
繰延税金資産合計		<u>957</u>
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金		△110
その他有価証券評価差額金		△27
繰延税金負債合計		<u>△137</u>
繰延税金資産の純額		<u>819</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0%
住民税均等割等	2.4%
試験研究費等の税額控除	△1.0%
評価性引当額の増減	△0.0%
その他	△0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>32.2%</u>

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については内部留保資金による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の債権管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を実施し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、各取引先の信用状況を定期的に把握する体制としており、取引開始時における与信調査、与信枠の定期的な見直しを実施しております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。株式は、市場価格の変動リスク及び発行体（主として取引先企業）の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行会社の財政状態等を把握することとしており、担当役員より代表取締役社長に報告されております。

営業債務である買掛金及び未払金、また未払法人税等は、その全てが1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。当社は、経営計画及び各部門からの報告に基づき、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準に維持することなどにより当該リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注)2 をご参照ください）。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 現金及び預金	14,116	14,116	－
(2) 受取手形	2,158	2,158	－
(3) 売掛金	7,028	7,028	－
(4) 電子記録債権	2,493	2,493	－
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	378	378	－
(6) 買掛金	(1,821)	(1,821)	－
(7) 未払金	(1,035)	(1,035)	－
(8) 未払法人税等	(314)	(314)	－

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注)1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、及び(4) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、投資信託は、公表されている基準価格によっております。

(6) 買掛金、(7) 未払金、及び(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注)2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	120

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注)3 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	14,109	—
受取手形	2,158	—
売掛金	7,028	—
電子記録債権	2,493	—
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの		
証券投資信託の受益証券	—	10
合 計	25,789	10

退職給付会計に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

退職給付債務の期首残高	1,515
勤務費用	109
数理計算上の差異の発生額	37
退職給付の支払額	△8
退職給付債務の期末残高	1,653

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：百万円)

非積立型制度の退職給付債務	1,653
年金資産	—
未積立退職給付債務	1,653
未認識数理計算上の差異	△102
退職給付引当金	1,551

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(単位：百万円)
勤務費用	109
数理計算上の差異の費用処理額	52
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>161</u>

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 (加重平均で表しております。)

	(単位：%)
割引率	0.0

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は386百万円であります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	3,773円21銭
1 株当たり当期純利益	175円11銭

計算書類に係る会計監査人の監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

小松ウオール工業株式会社

2021年5月19日

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 香川 順 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 加藤 博久 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、小松ウオール工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

小松ウオール工業株式会社 監査等委員会
 監査等委員（常勤） 金子 信一 ㊟
 監査等委員 宮前 悟 ㊟
 監査等委員 松木 浩一 ㊟

(注) 監査等委員 宮前悟及び松木浩一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 第54期剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、株主還元の充実のため安定配当を継続すること、今後の事業発展のため経営体質をより一層強化することなどを考慮して、下記のとおりといたしたく存じます。

なお、本議案を承認可決いただければ、中間配当金を含めた年間配当金は85円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金45円 総額425,969,595円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2021年6月25日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関し、監査等委員会より特段の意見がない旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	か のう ゆたか 加納 裕 (1953年11月26日生)	1980年1月 当社入社 1984年3月 同 常務取締役 1986年3月 同 代表取締役専務 1989年1月 同 代表取締役副社長 1992年6月 同 代表取締役社長 現在に至る 2009年6月 同 社長執行役員 現在に至る	125,512株
(取締役候補者とした理由) 加納裕氏は、1984年に取締役に就任後、専務、副社長を経て1992年より代表取締役社長を務めており、当社における経営の管理を担ってまいりました。豊富な経験と実績を有することから、取締役として適任であると判断したため、候補者といいたしました。			
2	やま だ しん いち 山田 新一 (1965年10月18日生)	1991年6月 当社入社 2014年4月 同 関西・中京ブロック長 2016年4月 同 執行役員営業本部副本部長 2016年6月 同 執行役員営業本部長 2016年6月 同 取締役 現在に至る 2020年6月 同 常務執行役員営業本部長 現在に至る	6,500株
(取締役候補者とした理由) 山田新一氏は、主に営業部門を経て、2016年より取締役および執行役員を務めており、豊富な知識・経験を有することから、取締役として適任であると判断したため、候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	か のう しん や 加納 慎也 (1983年9月12日生)	2011年4月 当社入社 2014年4月 同 東京支店営業部長 2016年4月 同 執行役員営業本部副本部長 2017年6月 同 取締役 現在に至る 2018年4月 同 執行役員営業本部副本部長兼販売企画部長 2019年4月 同 執行役員企画本部長兼販売企画部長 2020年6月 同 常務執行役員企画本部長兼販売企画部長 2021年4月 同 常務執行役員企画本部長 現在に至る	6,360株
(取締役候補者とした理由) 加納慎也氏は、主に営業部門および企画・開発部門を経て、2016年より執行役員を、2017年より取締役に務めており、豊富な知識・経験を有することから、取締役として適任であると判断したため、候補者いたしました。			
4	ひろ せ のり お 廣瀬 紀夫 (1957年12月12日生)	1980年3月 当社入社 2010年4月 同 第一製造部長 2012年4月 同 第三製造部長 2013年5月 同 第二製造部長 2020年4月 同 執行役員生産本部副本部長 2020年6月 同 取締役 現在に至る 2020年6月 同 執行役員生産本部長 現在に至る	5,500株
(取締役候補者とした理由) 廣瀬紀夫氏は、主に製造部門を経て、2020年より取締役および執行役員を務めており、豊富な知識・経験を有することから、取締役として適任であると判断したため、候補者いたしました。			
5	あや ゆ き お 綾由 紀夫 (1962年8月31日生)	1985年3月 当社入社 2016年11月 同 販売部長 2019年4月 同 執行役員販売部長 2020年6月 同 取締役 現在に至る 2020年6月 同 執行役員技術本部長 現在に至る	5,500株
(取締役候補者とした理由) 綾由紀夫氏は、主に営業部門および技術部門を経て、2019年より執行役員を、2020年より取締役に務めており、豊富な知識・経験を有することから、取締役として適任であると判断したため、候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	はちやとしお 蜂谷俊雄 (1956年5月3日生)	1981年4月 株式会社岡田新一設計事務所入社 1983年4月 株式会社楨総合計画事務所入社 1992年4月 東洋大学工学部建築学科非常勤講師 2003年10月 金沢工業大学建築学部教授 現在に至る 2007年4月 株式会社金沢計画研究所顧問 現在に至る 2020年6月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 金沢工業大学建築学部教授 株式会社金沢計画研究所顧問 (社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 蜂谷俊雄氏は、金沢工業大学教授として建築学等を研究しており、建築設計分野の専門家としての長年の経験・知見を有しており、社外取締役として、会社から独立した立場で業務執行を監督しております。同氏の有する豊富な専門的知識を踏まえて、当社の経営全般に対して助言を頂戴し、また、業務執行の適切な評価および監督としての役割を期待して、社外取締役候補者いたしました。	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 蜂谷俊雄氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、蜂谷俊雄氏を東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 蜂谷俊雄氏は、現在当社の社外取締役であり、本定時株主総会終結の時をもって、社外取締役としての在任年数は1年となります。
5. 当社は、蜂谷俊雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定および定款の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、同法第425条第1項に定める最低限度額を限度とする契約を締結しております。
6. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金および訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

当社は監査等委員である取締役を3名選任しておりますが、業務執行に対する監査機能の充実、コーポレートガバナンスの一層の強化を図りたく、新たに監査等委員である取締役1名を増員することとし、選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※ なか だ こう いち 中 田 浩 一 (1960年9月11日生)	1983年4月 株式会社北國銀行入行 2009年4月 同 人事部長兼人材開発室長 2011年4月 同 執行役員小松エリア統括店長兼小松支店長 2013年6月 同 取締役兼執行役員小松エリア統括店長 兼小松支店長 2016年4月 同 取締役東京支店長 2017年4月 同 取締役経営管理部長兼法務室長 2017年6月 同 常務取締役経営管理部長兼法務室長 2021年3月 同 取締役常務執行役員 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社北國銀行取締役常務執行役員	0株
	(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 中田浩一氏は、金融機関において財務・会計に関する長年の経験・知見を有し、また役員として企業経営に携わる等、豊富な実績を有しております。同氏の有する豊富な専門的知識を踏まえて、当社の経営全般に対して助言を頂戴し、また、業務執行の適切な評価および監督としての役割を期待して、社外取締役候補者といたしました。	

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 中田浩一氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、中田浩一氏が選任された場合、同氏を東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、中田浩一氏が選任された場合、会社法第427条第1項の規定および定款の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、同法第425条第1項に定める最低限度額を限度とする契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金および訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。中田浩一氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、監査等委員会の決定に基づき、新たにかなで監査法人を会計監査人として選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

監査等委員会は、現会計監査人の監査継続年数は長期にわたっており、新たな視点での監査が必要であるとして、従前より他の監査法人と比較検討を行ってまいりました。

監査等委員会がかなで監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の社員は過去に所属した監査法人において上場会社の監査経験があり、また、当社の事業規模に適した新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制および監査報酬の水準を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者の名称、主たる事務所の所在地および沿革等は、次のとおりであります。

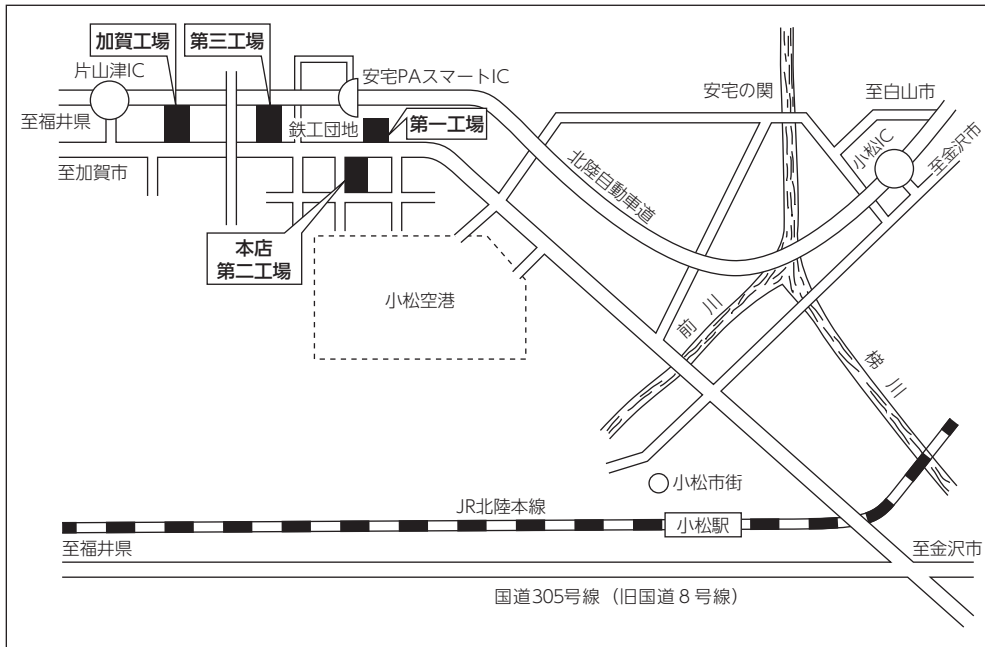
(2021年5月1日現在)

名	称	かなで監査法人															
主たる事務所	の所在地	東京都中央区日本橋一丁目2番10号 東洋ビルディング															
沿	革	2020年10月1日設立															
概	要	<table border="0"> <tr> <td>出資金</td> <td>60,000千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>構成人員</td> <td>社員 (公認会計士)</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>職員 (公認会計士)</td> <td>11名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>職員</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>21名</td> </tr> </table>	出資金	60,000千円		構成人員	社員 (公認会計士)	6名		職員 (公認会計士)	11名		職員	4名		合計	21名
出資金	60,000千円																
構成人員	社員 (公認会計士)	6名															
	職員 (公認会計士)	11名															
	職員	4名															
	合計	21名															

以上

株主総会会場ご案内図

- 会場 石川県小松市工業団地1丁目72番地
当社本店 2階会議室
TEL 0761 (21) 3131 (代)
- 交通 小松空港 タクシー 5分
<金沢方面から>
北陸自動車道小松インターチェンジ 車 10分
<福井方面から>
北陸自動車道片山津インターチェンジ 車 7分
ETC専用
安宅PAスマートインターチェンジ 車 2分
JR北陸本線小松駅 タクシー15分



新型コロナウイルスへの対応について

新型コロナウイルス感染症が流行しておりますので、株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

株主総会終了後の株主の皆様との懇談会およびお土産の配布につきましては、取りやめとさせていただきますので、お知らせいたします。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。